

破毀院判例に見る平等原則 — ヨーロッパ人権条約14条の適用を中心に —

福田 健太郎

目次

- I はじめに
- II 差別禁止をめぐる準則概観
- III ヨーロッパ人権条約14条をめぐる破毀院の判断
- IV むすびにかえて

I はじめに

フランス破毀院の判断の分析を通して、破毀院判例においてヨーロッパ人権条約が私人間でどのように適用されているのかという問題について考察する論稿が近時登場している⁽¹⁾。そこでは、ヨーロッパ人権条約8条(私生活の尊重についての規定)⁽²⁾や11条(結社の自由についての規定)⁽³⁾を用いて賃貸借契約の内容を規制したり、同9条(信教の自由についての規定)を援用して宗教上の理由に基づく賃借人の要求を拒絶したりする⁽⁴⁾ケースが確認されている⁽⁵⁾。

ところで、我が国において、人権条約を通じて私人間の紛争解決が企図される場合、(裁判所によって認められるか否かは別として)そこでは平等原則ないしは差別禁止に関する条項が援用されることが多い⁽⁶⁾。たとえば、静岡地浜松支判平成11年10月12日判時1718号92頁の事案⁽⁷⁾において、原告は、「各締約国は、いかなる個人又は団体による人種差別も後援せず、擁護せず又は支持しないことを約束する」と規定する人種差別撤廃条約2条1項(b)や「各締約国は、すべての適当な方法…により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる」と規定する同条約2条1項(d)を援用しつつ、①ここにいう「適当な方法」には直接自国の私人間に適用できるように右条約を解釈すること

も含まれると解されるから、被告らの行為は上記規定に違反する違法な行為であるとして、人種差別撤廃条約6条及び民法709条に基づいて損害賠償を請求したり、あるいは、②条約が直接適用されないとしても、憲法の人権規定の解釈における間接適用の場合と同様に、右条約が批准され、発効したことにより、右条約の規定は法律の一般的、抽象的条項の解釈の規準となると解されるところ、人種差別行為は、個人によるものであっても、条約2条1項(b)(d)の右規定の趣旨からして公の秩序(民法90条)に反する違法な行為であると解さなければならないから、被告らの行為は公の秩序に反し違法であり、また、私人間においても人種差別されない権利、すなわち、人種差別に関する平等権が法的権利として保護され、その権利を侵害する行為は違法であると解されなければならないから、被告らの行為は、原告の平等権を侵害し違法であるとして、民法709条に基づいて損害賠償を請求したりしている⁽⁸⁾のである⁽⁹⁾。国際人権法学においても、この問題に関して議論が交わされている⁽¹⁰⁾。

当然のことながら、ヨーロッパ人権条約にも平等原則規定が存在する⁽¹¹⁾。同条約14条は、「この条約に定める権利および自由の享有は、性、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、国内少数者集団への所属、財産、出

生または他の地位等いかなる理由による差別もなしに、保障される。』⁽¹²⁾と規定する。人権条約をめぐる破毀院の態度を前提とすると、私人間の紛争において本条を援用する形で判断を下すケースがみられてもよさそうである。では、実際、平等原則について破毀院はどのような態度を示しているのか。本稿では、この問題を検討することにする。

以下では、まず、フランスにおける差別禁止法規範について概観したうえで、破毀院がヨーロッパ人権条約14条をどのような場面でどのように適用しているのかという問題についてみていくことにする。

II 差別禁止をめぐる準則概観

破毀院の判断を概観する前提として、まず、フランスにおける差別禁止法規範について概観することにするが、1958年のフランス共和国憲法55条が「適正に批准または承認された条約または協定は、それぞれの協定または条約についての他方の当事国によるその適用の留保のもとに、その公布後直ちに法律の権威に優越する権威を有する。』⁽¹³⁾と規定している以上、国際法規範に言及することは不可欠であるし、また、破毀院以外の機関の判断についても紹介することが必要となる。以下では、国際法規範と国内法規範に加えて、ヨーロッパ人権裁判所や憲法院の判断について簡単に見ておくことにする⁽¹⁴⁾。

1. 国際法規範

国際的な人権保護規程については、2つの観点から分類することが可能である。すなわち、地域的範囲の観点からの分類と当該規程が対象とする人権の範囲という観点からの分類である。前者の観点からみると、人権保障の枠組みは、全世界の国々を対象として形成されてきた普遍的な枠組みと各地域の国際組織によって作られてきた地域的な枠組みとに大別⁽¹⁵⁾することができ、後者の観点からは、

一般的・包括的な保障と個別的保障とに区別⁽¹⁶⁾することができる⁽¹⁷⁾。

普遍的かつ一般的人権条約の代表例が市民的及び政治的権利に関する国際規約であるが、同規約2条1項は、「この規約の各締約国は、その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重し及び確保することを約束する。」と規定し、同規約26条は、「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。」と規定する⁽¹⁸⁾。

差別禁止に関する普遍的かつ個別的な人権条約として人種差別撤廃条約がある。同条約は、まず1条1項において、人種差別を「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」と定義したうえで、2条以下において締約国の差別撤廃義務を規定している⁽¹⁹⁾。

地域的かつ一般的な人権条約としてはいうまでもなくヨーロッパ人権条約が挙げられる。前述のとおり、ヨーロッパ人権条約は14条で差別の禁止を謳っている。もとより、差別と区別は別物であり、取扱いに差異があったとしてもそれが正当な目的にでたものであり、かつ、探求された目的と採られた手段の

間に比例的な関係があれば、当該区別は許容される⁽²⁰⁾。また、第12議定書は、「法が定めるいかなる権利の享有も、性、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、国内少数者集団との関係、財産、出生または他の地位等いかなる理由による差別もなしに、保障される」(1条1項)として、差別の一般的禁止規定をおくりに至っている⁽²¹⁾。

上記の分類からは外れるが、共同体法も差別に関する規定を置いている。ヨーロッパ共同体設立条約12条前段は、「この条約の適用においては、この条約に別段の定めがある場合を除き、国籍に基づくすべての差別は禁止される」として、国籍に基づくあらゆる差別を禁止し、13条は、理事会によって差別防止措置がとられる可能性を規定している。39条や141条にも差別禁止ないしは平等に関する規定がある。

2. 国内法規範

国内法規範についても簡単に見ておくことにするが、ここでは、憲法のほか、刑法典や労働法典等の規定を一瞥することにする⁽²²⁾。

(1) まず、憲法であるが、これについては、「1789年の権利宣言⁽²³⁾により定められ、1946年憲法の前文により確認され補完された人の権利」への「愛着」が前文において「厳粛に宣言」されていることを確認しておく。

(2) 刑法典は、「人の尊厳に対する侵害」というタイトルが掲げられた章の225-1条以下に差別に関する規定を置いている。225-1条は、差別を、「出身、性別、家族状況、妊娠、身体的外観、氏、健康状態、障害、遺伝形質、習慣、性的傾向、年齢、政治的意見、組合活動、ある特定の民族・国家・人種又は宗教への帰属（それが真実であれ想定上のものであれ）の有無を理由として個人の間で行われる区別」⁽²⁴⁾と定義し⁽²⁵⁾、これらの差別が、①財産や役務の提供の拒否、②経済活動の（通常

の）遂行の妨害、③採用拒絶、懲戒、解雇等に該当する場合は3年の拘禁刑と45000ユーロの罰金が科せられる（225-2条）⁽²⁶⁾。

当然のことながら、例外的に刑法の領域に入っていない差別も存在する。刑法典225-3条は、225-2条の規定が一定の場合には適用されないことを明示的に規定している。例えば、健康に基づく差別は、それが死亡の危険や身体の完全性への侵害をもたらす危険あるいは労働不能・傷病の危険を予防するために行われる場合には正当化される⁽²⁷⁾（同条1号）。同様に、差別が健康状態や障害に基づくときでも、それが医学的に確認された職業への不適合に基づいて行われる採用拒絶や解雇の場合には認められる（同条2号）。また、採用の場面において、性別や年齢、身体的外観に基づく差別が行われても、当該動機が絶対的な職業上の要求を構成する場合や、目的が正当で比例的な要求である場合には許容されるし（同条3号）、国籍に基づく採用拒否であっても、それが公的職務に関する規定の適用の結果である場合には刑法上問題とはならない（同条5号）。

(3) 労働法典L.1132-1条は、何人も、出身、性別、生活習慣、性的傾向、年齢、家族状況、妊娠、遺伝形質、ある民族・国家・人種への帰属（それが真実であれ想定上のものであれ）の有無、政治的意見、共済・組合活動、宗教的信念、身体的外観、氏、健康状態、障害を理由として、募集手続、研修等から排除されず、また、いかなる労働者も、同様の理由に基づいて懲戒、解雇され、または、報酬、利益分配、職業訓練、配属、昇進、配置転換、契約の更新について、直接・間接の差別的措置の対象にならないと規定し、これらに反する規定や行為は無効とされる（同L.1132-4条）⁽²⁸⁾。

もとより、いかなる場合にも違法となるわけではなく、異なった取り扱いがあったとしても、それが職業上必須かつ決定的な要求に

こたえるものである場合は、目的が正当で制約が比例的である限り、許容される（同L.1133-1条）。この一般論に沿って、例えば同L.1133-2条1項は、年齢を理由とする別異の取扱い⁽²⁹⁾に関して、それが、正当な目的、とりわけ労働者の健康・安全を守り、職業への組み込みを促進し、雇用、再配置、失業補償を確保するという関心によって客観的かつ合理的に証明され、その目的を実現する手段が必要かつ適切である場合には、差別とはならないとしている。また、医師によって確認された不適合に基づく、健康状態や障害を理由とする別異の取り扱いも、それが客観的なものであり、必要かつ適切な場合には差別とはならない（同L.1133-3条）⁽³⁰⁾。

(4) これと密接に関連するが、2008年5月27日法⁽³¹⁾1条（労働法典L.1132-1条が参照している）は、第1項で直接差別を「真実か否かは別としてある民族・人種に属していること、またその者の宗教、信条、年齢、障害、性的傾向、性別を理由として、ある人が、比肩しうる状況下で、ほかの人に比べて不利に扱われる状況」と定義し、第2項で、間接差別を、「一見中立的な条項、基準、慣行であるが、1項で言及された理由の一つのために、当該条項、基準、慣行が正当な目的に照らして客観的に正当化され、かつ、当該目的を達成するための手段が必要・適切なものでない限り、他の者に比べて際立った不利益をもたらす可能性のあるもの」と定義している。

(5) 便宜上、HALDEについても触れておく。2004年12月30日法⁽³²⁾は、差別と闘い平等を求める高等機関（la Haute autorité de lutte contre les discriminations et pour l'égalité ; HALDE）と呼ばれる独立行政機関を創設した。HALDEは、直接又は間接の差別であって、法律又はフランスが当事国となっている国際協約によって禁止されている差別について管轄権を有する（同法1条1項）。差別の被害を受けたと思料する者は誰

でも、コンセイユ・デタの議を経たデクレに規定する要件の下で、HALDEに提訴することができ（同法4条1項）、提訴された場合、HALDEは、必要な情報を収集するため、問題となっている全ての自然人ならびに私法上の法人に対してHALDEの前で説明することを要求することができるほか、あらゆる媒体の情報や文書を閲覧したり、人を聴取したりすることができる（同法5条ほか）。そして、そのようにして収集した情報に基づいて、斡旋（7条2項）を行ったり勧告⁽³³⁾（11条1項）を行ったりすることになる。なお、HALDEに対して行われる申立ての半数は雇用に関係するものである⁽³⁴⁾。

3. 破毀院以外の機関の判断

破毀院の判断については別の項目で検討することにするので、ここでは、破毀院以外の機関の判断について、そのごく一部を紹介する。

(1) ヨーロッパ人権裁判所

詳細な検討は別の機会に行いたいと考えているので、ここでは、ヨーロッパ人権裁判所の判例法理を簡単に確認することにする。

差別に関するヨーロッパ人権裁判所の準則は次のとおりである⁽³⁵⁾。まず、差別とは、客観的かつ合理的な正当化ができないにもかかわらず、類似の状況にある人を別異に扱うことである⁽³⁶⁾。ここで、客観的かつ合理的な正当化ができないとは、別異の取扱いが正当な目的に出たものではないか、もしくは、用いられる手段と実現されようとしている目的との間に比例的な関係がないことを言う⁽³⁷⁾。しかし、条約14条は締約国が事実上の不均衡を是正するために複数の集団を別異に取り扱うことまで禁止しているわけではない。のみならず、別異の取扱いを通じて不均衡を是正することに失敗すると、それ自体が条約違反となりうる⁽³⁸⁾。さらに、特定の集団に不相当に有害な結果を与える政策・措置は、たと

えそれが当該集団を狙い撃ちしたものでなくとも、差別的と評価される⁽³⁹⁾。

主張・立証責任については次のような判断が示されている。すなわち、申立人が異なった取扱いを証明すれば、今度は当該行為が正当化されることを政府の側が立証しなければならない⁽⁴⁰⁾。

具体例を見てみよう。2008年4月29日の大法廷判決⁽⁴¹⁾の事案の概要は次のとおりである。申立人はイギリス国民である2人の老姉妹である。2人は独身で、共同生活を営んでいたが、一方が死亡した場合にその財産を相続した他方は相続税を納めなければならないことになっていた⁽⁴²⁾。ところが、婚姻をしているカップルやシビル・パートナーシップ法の下で登録しているホモセクシャルのカップル間であれば、同様の状況下においても相続税はかからないという事情があったため、かかる国内法は人権条約第1議定書1条と結合された人権条約14条に違反するとして裁判所の判断を求めることとなった。大法廷は、本件に14条が適用されること⁽⁴³⁾、締約国は広範な評価の余地を有していることを指摘したうえで、大要次のとおり判示して、人権条約14条に違反しないとした。

①14条の問題となるためには、類似の状況下に置かれた人の取扱いに差が生じていなければならない。

②兄弟姉妹の関係は婚姻カップルやシビル・パートナーシップ法上のホモセクシャルカップル間のそれとは性質的に異なる。前者は血縁関係、後者は近親者間で禁止された関係であり、長く生活を共にしているという事実によってその性質が変化するわけではない。

③さらに、決定的な要素は、当該関係の期間や連帯的性格よりもむしろ契約上の権利義務の集合体と表裏一体をなす公的な約束の存在である。申立人の間を拘束する法的な合意の不存在は、同居関係を、その期間の長さにもかかわらず、婚姻カップルやシビル・パート

ナーシップにおけるカップル間に存在する関係と根本的に異なったものにする。

④兄弟姉妹の関係にある申立人は、婚姻カップルやシビル・パートナーシップにおけるカップルと類似しているとはいえ、(類似の状況下に置かれていない以上)差別もなく、第1議定書1条と結合された14条違反も存在しない。

主張・立証責任については、2007年11月13日大法廷判決が参考になる⁽⁴⁴⁾。人種・民族的出自を理由として教育に対する権利(第1議定書2条⁽⁴⁵⁾)の享有において差別を受けたとするロマの申立てに対するものである。チェコでは、第一次世界大戦後に知的障害を有する児童のような特別の注意を必要とする児童のために特別学級が設置され⁽⁴⁶⁾、多くの児童がそこで学んできたが、1989年以前は初等学校の入学に必要な条件を満たさないということで、ほとんどのロマの児童が特別学級で学んでいた。市場経済に移行した1990年代には特別学級の制度に対しても大きな改革が行われたが、1999年の時点でも多くのロマの児童が特別学級に通っているという事実は変わらず、主要都市のひとつであるオストラヴァでは特別学級に通っているロマの児童の数はロマでない児童の27倍強に達していた。

大法廷は、個人・集団に対する措置・実践の影響を評価することが問題となっている場合に、(裁判所の批判的検討を経た、信頼できかつ重要であると思われる)統計は、申立人が立証すべき一応の証拠を構成するのに十分であるとしたうえで、措置・実践の効果に関して、間接差別を主張する申立人が差別を一定程度立証すれば差別の存在が推定⁽⁴⁷⁾され、次は、被告の国が、問題となっている差は差別的ではないということを示して、その推定に反論することになる⁽⁴⁸⁾と述べ、差別の存在が推定される程度の証明がなされれば、立証責任が転換され、国の側が当該取扱いを正当化する事由を主張しなければならない

くなることを明確に示した⁽⁴⁹⁾。

(2) 国内の機関

憲法院判例については、「立法者が外国人に対して特定の規定を採用することができるとしても、共和国の領土に居住する全ての人に認められた憲法的価値を有する基本的自由・権利を尊重することは立法者の義務である」⁽⁵⁰⁾とか「取扱いの差がそれをもたらしている法律の目的と直接関係するのであれば、平等原則は、立法者が異なった状況を異なった方法で規律することを否定するものではないし、また、立法者が一般利益のために平等に違反することを否定するものでもない」⁽⁵¹⁾と述べているものが散見されることから分かるように、異なる取扱いがなされることを当然の前提としていることを確認しておく。

コンセイユ・デタは、2001年11月30日の判決で⁽⁵²⁾、「類似の状況下におかれた者の間の区別は、ヨーロッパ人権条約14条の規定に照らすと、それが客観的かつ合理的な正当化を含んでいないのであれば、つまり、それが公益を追求するためのものではないか、法律の目的に照らして客観的かつ合理的な基準に基づいていないのであれば、差別的である」と述べ、一般論としてヨーロッパ人権裁判所と同趣旨の判断を下している⁽⁵³⁾。

Ⅲ ヨーロッパ人権条約14条をめぐる破毀院の判断

ここからは、破毀院においてヨーロッパ人権条約14条がどのように扱われているのかという問題を見ていくことにする。分析の視角としては様々なものが考えられようが、どのような場合にどのような理由で異なる取扱いが正当化される、あるいはされないと判断されたのかという観点から見ていくことが有用であることに異論はないと思われる。以下では、Régis de Gouttesの論稿⁽⁵⁴⁾で紹介されている分類を参考に、ヨーロッパ人権条約14条をめぐる破毀院の判断について見ていくこ

とにする⁽⁵⁵⁾。

1. 異なる取扱いが正当化されなかった事例

(1) 社会保険給付に関する社会部判決

破毀院によるヨーロッパ人権条約14条の適用の可否は、外国人に対する社会保険給付の問題をめぐって、まず社会部で検討されることとなった。一般論に注目して見ていくことにするが、まず、破毀院社会部1999年1月14日判決⁽⁵⁶⁾は、「1950年11月4日の人権及び基本的自由の保護のための条約⁽⁵⁷⁾14条及び1952年3月20日の第1議定書1条に照らすと」として、ヨーロッパ人権条約を判断の基準に据えることを明らかにした。そのうえで、「ヨーロッパ人権裁判所が述べているように、これらの法文を総合すると、締約国はその裁判管轄に属しているすべての者に、条約によって承認されている権利と自由の享受を、差別なく、とりわけ国民的出身 (l'origine nationale)^(57a)による差別なく、承認し保障しているということが帰結される」と述べ、ヨーロッパ人権裁判所の解釈に言及するとともに、条約上の権利が国民的出身によって差別されないということを確認した⁽⁵⁸⁾。

次に、1999年12月2日の社会部判決⁽⁵⁹⁾であるが、社会部はここでも、「ヨーロッパ人権裁判所によって解釈されているように、1950年11月4日の人権及び基本的自由の保護のための条約14条と1952年3月20日の第1議定書1条に照らすと」としたうえで、上記1999年1月14日判決と全く同じ理由で、フランス在住のトルコ人でフランスの障害年金の有資格者である申立人に対する全国連帯基金補足手当の支給拒絶を支持したりヨン控訴院の判決を破毀した⁽⁶⁰⁾。

2002年1月31日の判決⁽⁶¹⁾も見ておこう。障害者手当に関するものであるが、上記2判決と同様に、まず、ヨーロッパ人権条約14条と第1議定書1条を判断の基礎に据えたうえで、「ヨーロッパ人権裁判所によって解釈さ

れているように、締約国の管轄に属するすべての者に直接適用される上記の法文から、障害者手当のような給付の享受は、とりわけ国民的出身に基づくいかなる差別もなく保障されなければならないということが帰結される。したがって、申立人が外国籍であるという理由だけで給付の支給を拒絶されることはない」とし、フランス在住のマリ人に対する障害者手当支給拒絶を支持したパリ控訴院判決を破毀した。

(2) 大法廷判決の登場

社会部の以上のような流れの中で大法廷判決が登場することとなる。2004年4月16日判決⁽⁶²⁾がそれである。本件は家族手当に関する事案⁽⁶³⁾であるが、二度目の破毀申立てであるため大法廷で審理されることとなった。大法廷は、「社会保障法典 L.512-1条、L.512-2条⁽⁶⁴⁾によると、未成年の子どもと合法的にフランスに居住している外国人は、法律上当然に家族給付を受けることができ、控訴院は、申立人が1991年9月27日以降2人の子どものとともにフランスに合法的に居住しているということについて争われていないことを確認し、ヨーロッパ人権条約8条、14条の要請に合致した上記法文の解釈を通じて、正確に、家族給付は1993年3月1日から支払われるべきであると結論付けた」と述べ、ポワティエ控訴院の判決を支持した。

フランスに入国し親とともに合法的に滞在していることに対して異議が述べられていないにもかかわらず移民局の健康診断証明書の交付がなければ家族給付が受けられないというような事態は、ヨーロッパ人権条約8条、14条の要請に背くものであると判断されたわけであるが、社会保障法典の規定をヨーロッパ人権条約に照らして解釈するという破毀院の強い意思が示されたものといえる⁽⁶⁵⁾。

(3) 民事部・商事部判決

まず、破毀院第1民事部2006年2月14日判決⁽⁶⁶⁾を見ておこう。1931年アルジェリア生

まれの父Aがフランス国籍を有しており、かつ独立時にフランス国籍を留保したとして、申立人が自身のフランス国籍の確認を求めた事案である。エクス＝アン＝プロヴァンス控訴院は、Aの母親B（フランス国籍保持者）による認知がなく、身分占有もAの両親の婚姻も存在しないとして、出生証書はAとBとの間の母子関係を証明するのに十分ではないと判示し、請求を棄却するとともに外国人としての地位を確認した。これに対して、第1民事部は、「ヨーロッパ人権条約8条、14条に照らすと」としたうえで、出生証書に母としてBが記載されているのであるからAとBとの母子関係は証明されていると述べ、控訴院判決はヨーロッパ人権条約の上記法文に違反するとした。

次に、2006年12月21日の第2民事部判決⁽⁶⁷⁾である。年金に関する期間の上乗せが問題となったケースである。第2民事部は、「ヨーロッパ人権条約に鑑みると、ヨーロッパ人権裁判所によって解釈されているように、一方で、立法者が社会給付の自動的な支払いを立法し、その付与が保険料の事前の支払いに依拠している以上、この立法は第1議定書1条の適用領域にある財産的利益を生じさせるものであり、他方で、同じような状況下で子どもを育てた男女間の取扱いの差は、客観的かつ合理的な正当化事由がない限り認められない」としたうえで、仕事をしながら子どもを育てた女性と子どもを育てた男性との間に差を設けるいかなる理由も存在しないと述べ、「控訴院は、締約国の裁判管轄に属するすべての者に直接適用されるヨーロッパ人権条約14条と第1議定書1条の規定に照らし、申立人の保険期間の上乗せは認められるべきであると正確に結論付けた」と判示した。

商事部の判決としては、2003年7月8日の判決⁽⁶⁸⁾が挙げられる。本件で、商事部はヨーロッパ人権条約1条、14条、6条1項、(第1)議定書1条、5条に加え、憲法55条をも

判断の基礎に据え、「すべての法人は、その国籍に関わらず、財産の尊重を受ける権利を有しており、独立した公平な裁判所の裁判を受ける権利を有する」ことを宣言し、「ヨーロッパ人権条約及び追加議定書の条項は1857年5月30日法に優越する価値を有している」として、申立会社が1857年5月30日法の要件（外国法人が訴訟行為を行うにはデクレによる許可が必要である旨規定する）を満たしていないとして請求を不受理にした原審の判決を破毀した。

2. 異なる取扱いが正当化された事例

以下では、異なる取扱いがあってもヨーロッパ人権条約14条の観点からは違法とされないとした判決について見ていくことにする。

(1) 手続的な理由により適用が見送られた事例
ヨーロッパ人権条約の条項を当事者が申立書において援用していなかった場合には、当該条項を適用して判断が下されることはない。破毀院第3民事部1995年11月8日判決⁽⁶⁹⁾がこのことを簡潔に述べている。

(2) ヨーロッパ人権条約14条の適用範囲が根拠とされた事例

2005年9月27日の商事部判決⁽⁷⁰⁾がこれにあたる。登記税の更正決定に関するケースであるが、申立人は、一般租税法典1727条が規定する月0.75%（年9%）の加算について、民法典1153条や租税手続法典 L.208条、L.209条に規定する法定利息の利率よりも高く、差別的な性格を帯びていると主張した。これに対して、商事部は、租税の創設と徴収の場面における国家と納税義務者との間の関係は、第1議定書1条の条項と結合されたヨーロッパ人権条約14条の射程に含まれないと述べ、申立人の破毀申立てを退けた。やや分かりにくいのが、本件の事案は人権条約14条の守備範囲を超えているため、14条違反の問題にはならないとしたわけである。

破毀院第1民事部2007年4月25日判決⁽⁷¹⁾もヨーロッパ人権条約14条の射程が問題となった事案である。国籍確認に関するケースであるが、独立前のアルジェリア生まれのXに対してフランスの国籍証明書が交付されたことに関し、共和国検事がこれを争ったというものである⁽⁷²⁾。破毀院は、「国籍に関する法律を適用して国家が国籍を決定することは、ヨーロッパ人権条約14条の意味においても、差別を構成しない」と述べ、この問題が14条の射程の範囲外にあることを確認したのである。

刑事判例においてもこの問題について判断したものが見受けられる。破毀院刑事部1998年3月11日判決⁽⁷³⁾は、「いかなる国際法準則も、国家が自国の国籍保持者に対して、自らの国土にいる外国籍の者より厳しい準則を適用することに対する障壁とはならない」と述べ、ヨーロッパ人権条約14条も第4議定書2条⁽⁷⁴⁾も特定の手続がフランスの運転免許保持者に適用されることを禁止するものではないことを明らかにした⁽⁷⁵⁾。

破毀院刑事部2001年1月31日判決⁽⁷⁶⁾は、ニジェールで1999年に起こったクーデターによって大統領である夫（ニジェール国籍）を殺害されたX（フランス国籍）がニジェールの国家元首らをフランスの裁判所に告訴（付帯私訴を伴う告訴）したケースである。破毀院刑事部は次のように述べフランスの裁判所に管轄がないとした控訴院弾劾部の判断を支持した。すなわち、外国人に対して行われた犯罪の直接の被害者のフランス資格⁽⁷⁷⁾のみが、刑法典113-7条、刑事訴訟法典689条に基づいて、フランスの法律と裁判所に管轄を与えるのであり、ヨーロッパ人権条約6条、14条の規定は、フランスの法律と裁判所の国際管轄に関する準則を再検討する性質を持つものとして解釈されえない⁽⁷⁸⁾。

以上、ヨーロッパ人権条約14条の適用範囲を根拠としてその適用が排除された事例を概

観してきたが、破毀院が14条の適用範囲外の差別であると宣言したものの、その後、ヨーロッパ人権裁判所によって非難されるという場合があることには注意する必要がある。姦生子の相続分差別に関する問題がこれにあたる。

この問題に関して、破毀院第1民事部は当初、「相続能力は、ヨーロッパ人権条約8条が承認し、同14条が差別なく保障している私生活・家族生活の尊重の枠外にある」として、14条の適用を否定していた⁽⁷⁹⁾。ところが、その後、この破毀院の態度はヨーロッパ人権裁判所によって否定されることとなる。姦生子の相続分を非姦生子の2分の1とするフランス民法典760条が人権条約に違反するかどうかということが正面から争われたわけであるが、人権裁判所は、伝統的家族の保護という民法典760条の立法目的と相続において姦生子と非姦生子を区別する取扱いには合理的な比例関係がなく、民法典760条は、人権条約14条と結合された第1議定書1条に違反すると判示し⁽⁸⁰⁾、伝統的な家族保護の議論を排除したのである。周知のとおり、フランスは、2001年12月3日法⁽⁸¹⁾によってこの問題に終止符を打っている。

(3) 差別の不存在を理由に14条の適用が排除された事例

破毀院第2民事部2006年11月8日判決⁽⁸²⁾をこの例として挙げることができる。障害年金の受給資格を有し実際に障害特別基金の補足手当を受給していたフランス在住のアルジェリア人が、配偶者が一緒に住んでいないという理由で支給額を削減されたことに対して、ヨーロッパ人権条約14条に違反するなどとして争った事案である。第2民事部は、申立人とその妻との間の共同生活の完全な欠如を確認した控訴院は差別をしていないと述べ、申立人の請求を退けた⁽⁸³⁾。

(4) 問題となっている取り扱いが類似状況下におかれている全ての者に関係すると

いうことを根拠に14条の適用が排除された事例

まず、民事判決を見ておくことにしよう。第1民事部の2005年4月12日判決⁽⁸⁴⁾が挙げられる。管理職退職年金組合は未亡人Xに転換年金⁽⁸⁵⁾を支払っていたが、受給者が再婚していたことが明らかになり、再婚した日以降の分について組合が返還請求をしたという事案である。第1民事部は、転換年金は再婚していない生存配偶者に対して支給されるもので、再婚した配偶者の法的状況は内縁配偶者やPACSの一方当事者のそれとは異なるとしたうえで、再婚の場合における給付の削減は、それが同じカテゴリーの人に区別なく客観的に適用される以上、14条の意味における差別にはならないと判示した。同じく第1民事部の判決として2006年7月4日の判決⁽⁸⁶⁾がある。これは自然父子関係の捜索に関するものである。原審は、消滅時効期間が経過していることを理由に父子関係探索の訴えを退けたが、申立人は、民法典340-4条3項の規定について、嫡出親子関係の主張が30年以内になされれば足りるのに対し、自然父子関係の捜索の訴えが(成年に達した後)2年以内になされなければならないのは、ヨーロッパ人権条約が保障する親子関係平等の原則を侵害するものであると主張し、上訴した。破毀院は、民法典313-2条3項が子どもによってなされる嫡出父子関係推定復元の訴えについて同一の期間を設定していることを理由に、340-4条3項の規定はヨーロッパ人権条約8条、14条には違反しないと判示した。

社会部の判決としては、2001年5月11日の判決⁽⁸⁷⁾が挙げられる。事案は省略するが、社会部は、「被保険者が従事している職業に応じて異なる社会保険制度の存在は、同じ状況下にある特定の職業活動に従事しているすべての者が同じ制度に加入するものである以上、社会権の享有における差別を構成しない」と述べた。

刑事判決も確認できる。例えば、2006年6月20日判決⁽⁸⁸⁾では、プレスに関する1881年7月29日法24条、53条の人権条約適合性が問題となったが、刑事部は、表現の自由を保障するヨーロッパ人権条約10条は2項で道徳や他人の権利の保護のために民主的社会において必要な規制に服することを規定していること、1881年法の該当条項の目的はかかる必要な規制をなすことにあることを指摘したうえで、「かかる規制による保護は、民族的、国民的、人種的、宗教的共同体への所属の有無を理由とする差別的・侮辱的発言の被害者であるすべての者に開かれており、制裁もすべての者に適用されるのであるからヨーロッパ人権条約14条に違反しない」とした。

2004年11月24日の判決⁽⁸⁹⁾も見ておこう。テロ行為を行ったとして訴追された被告人に対して陪審による裁判が保障されないことについての14条適合性が問題となった事案である。刑事部は、①結果として生じる裁判管轄は刑事訴訟法典706-16条の適用領域に入った全ての犯罪とこの法文の影響下に入り込んだ全ての被告人を区別なくカバーすること、②防御権は差別なく行使されうることを理由に、「犯罪が刑事訴訟法典706-16条の適用領域に入ったときは、重罪院は刑事訴訟法典698-6条の規定に従って構成されなければならない」と規定する刑事訴訟法典706-25条によって定められた準則は、平等原則に照らして、ヨーロッパ人権条約6条、14条の要請に合致していると判示した⁽⁹⁰⁾。

(5) その他の理由を根拠に14条の適用を排除した事例

ここでは4件の判例を紹介する。まず、同性婚を認めないことの条約適合性が問題となった2007年3月13日の第1民事部判決⁽⁹¹⁾を見ておこう。申立人は、①各人がアイデンティティの詳細を確立する権利は条約8条によって保護されており、婚姻に対する権利も性別、性的傾向と関係なく保障されているに

もかわらず、同性カップルの婚姻を拒絶し、婚姻証書を破棄した控訴院は8条、14条に違反する、②条約12条はカップルが男女でなければならないとは規定していないにもかかわらず同性愛者の婚姻を認めなかった控訴院は12条、14条に違反する、として破毀申立てを行った。第1民事部は、「フランスの法律によると婚姻は男女の結合であり、この原則はヨーロッパ人権条約、基本権憲章（フランスにおいては強制力を有していない）のいかなる条項にも違反するものではない」と述べ、同性婚を認めなくても平等原則違反にはならないとした。

第2民事部の判決としては、2005年2月3日の判決⁽⁹²⁾を挙げることができる。フランスの血液製剤をギリシャで輸血されHIVに感染したギリシャ国籍の申立人がフランスの補償基金に補償を求めた事案であるが、法律の規定ではフランス国内で輸血を受けていなければならないということになっていたため、この要件を満たさない申立人は補償を受けることができなかった。申立人は、血液製剤がフランスの領土で汚染されそれがフランスの輸血システムの欠陥を理由とするものであることを考えると、血液製剤の注射が外国人に対して行われたという事実はフランス国民の連帯に基づく補償の拒絶を正当化する客観的かつ合理的基準とはならず、請求を退けた控訴院判決は第1議定書1条と結合されたヨーロッパ人権条約14条に違反していると主張した。第2民事部は次のように判示し、申立人の破毀申立てを退けた。すなわち、1991年12月31日法47条（後の公衆衛生法典L.3122-1条）は、フランスの領土で行われた血液製剤の輸血若しくは血液に由来する製品の注射によりHIVに感染した被害者は特定の要件の下で補償を受けることができると規定している。血液製剤等がフランスで製造されたものであっても、この法文は、他国の領土において行われた輸血や注射の結果生

じた感染の被害者には適用されない。しかし、この法文は被害者の国籍がどこであれ一般法に従って賠償請求することを排除していないのであるから、国籍による差別を構成するものではないし、取扱いの平等という共同体及び条約上の諸原則と両立しないものではない。

刑事部判決については次の2件の判決を見ておくことにする。まず、2001年8月8日の判決⁽⁹³⁾であるが、ここでは、釈放勾留判事の判断を是認して釈放を認めなかった控訴院の判断の是非が争われた。刑事部は、勾留の維持という判断が国民的出身に基づく抽象的な差別に動機付けられたものではなく、司法的処分維持に関する保障の不十分さに基づいたものであることを指摘し、ヨーロッパ人権条約14条違反の主張を排斥した。次に、2003年11月26日の判決⁽⁹⁴⁾であるが、ここでも釈放を認めなかった控訴院の判断の是非が問題となった。刑事部は、「予審部は、犯罪の重大性によって引き起こされる公序への並外れた永続的侵害を収束させる必要性によって勾留を正当化しており、ヨーロッパ人権条約6条2項、14条を見誤らず、刑事訴訟法典144条3項を正確に適用した」と述べ、14条違反の主張を排斥した。

IV むすびにかえて

1. 破毀院判例から読み取れること

ヨーロッパ人権条約14条をめぐる破毀院の判断を概観してきたが、全体的に社会部の判例が多く、したがって、14条をめぐる判例法理もそれらの判決を通じて形成されてきていることがわかる。これらの破毀院判例から何を読み取ることができるのかということについて、14条違反を認定したケースと認定しなかったケースとに分けて見ていくことにしよう。

まず、14条違反を認定したケースについて

であるが、やはり社会保険給付に関する社会部の判決が重要な位置を占めている。社会部は、国籍に基づく異なった取扱いがヨーロッパ人権条約14条に違反すると判断しているわけであるが、単純に第1議定書1条や条約14条のみを判断の基礎に据えているのではないことは強調してよい。すなわち、明確に意識したうえで、ヨーロッパ人権裁判所が与えた解釈にも言及しているのである。ヨーロッパ人権裁判所は、1996年の判決で、国籍に基づく異なった取扱いは非常に強い考慮要素がある場合にのみ条約適合的と評価されるという判断を示しており⁽⁹⁵⁾、社会部の判断はまさにこの判断に従ったものといえる⁽⁹⁶⁾。ヨーロッパ人権条約の条文が、国籍を問わず、署名国の裁判管轄に属するあらゆる人に直接に適用されると解釈している⁽⁹⁷⁾ことも上記の判断を支えるものといえる。

これに対して、14条違反を認定しなかったケースについては評価が難しい。というのも、判例が豊富である分、複雑になっていることは否定できないからである。例えば、本稿で紹介した分類の中に、14条の適用範囲を根拠に14条違反を否定する判例と差別の不存在を理由に14条違反を否定する判例があるが、明確に区分することは難しい。前者は差別の存在を前提とするのに対し、後者は差別の存在自体を否定するのであるから、明確に区分できそうであるが、後者のところで紹介した判例を前者に分類できないわけではないのである。また、「その他の理由を根拠に14条の適用を排除した事例」の箇所で紹介した判例についても、目的の正当性を根拠として14条の適用を排除した事例という形で積極的な意味を付与できないわけではない⁽⁹⁸⁾。しかし、判決文自体に目的の正当性という言葉が登場するわけではなく、実際上どのような根拠で14条適合性を認定しているのかということについては極めて曖昧な部分が残っていると云わざるを得ないのである。

このような基準面での不明瞭さもさることながら、本稿の問題意識との関係では次の点を指摘しておくことが必要である。すなわち、破毀院の判断は、法令の条項やそれに基づく国家等の行為が条約の規定に適合しているかどうかという問題についてのものにとどまっているということである。刑事部判決はもとより、民事部判決においてもこのことは妥当する。我が国における議論に当てはめるなら、ある法令が憲法14条に適合しているかどうかという問題がこれに相当するわけであるが、逆に言えば、破毀院の判例を見ていく中で明らかになったのはこのレベルの問題に過ぎず、私人間、すなわち、不法行為や公序良俗違反という形でヨーロッパ人権条約14条を援用して何らかの結論を導くケースは、少なくとも上記破毀院判例を概観する限りでは、確認することができないのである。

2. 残された課題

本稿では、破毀院判例が紹介されている文献をベースに破毀院判例のごく一部を確認したに過ぎない。膨大な数の破毀院判例を網羅的に調べることは容易ではなく、したがって、本稿での結論も暫定的なものとして提示するとどめ、引き続き、破毀院判例の動きを追っていく必要がある。

また、これと併行して、以下の各点も検討していく必要がある。

第1は、ヨーロッパ人権条約14条をめぐるヨーロッパ人権裁判所判例の分析である。破毀院判例がヨーロッパ人権裁判所の解釈に言及していることは前述のとおりであり、ヨーロッパ人権裁判所の分析は破毀院判例の正確な理解に不可欠である。同時に、差別の一般的な禁止を規定した第12議定書の発効により従前のヨーロッパ人権裁判所の立場に何らかの変化があるのかということについても分析する必要がある。

第2に、裁判所以外の機関の判断を精査す

ることも必要となる。前述のとおり、2004年12月30日法は、差別と闘い平等を求める高等機関（HALDE）と呼ばれる独立行政機関を創設した。差別の被害を受けたと思料する者は誰でも、一定の要件の下で、HALDEに提訴することができ（同法4条1項）、実際に数多くの決議（Délibération）が出されている⁽⁹⁹⁾。当然のことながら、そこでは、私人間での差別に関する判断が行われているので、かかるHALDEの判断の分析も有益である⁽¹⁰⁰⁾。

第3に、平等原則を私人間で適用する際に一般的に問題となる点についても検討する必要がある。①そもそも、どのような場面で平等原則が問題になるのかという適用領域の問題⁽¹⁰¹⁾、②平等原則が問題になるとしたときに、どのような基準で平等原則違反かどうかの判断を行うのかという判断基準の問題、③平等原則違反と評価された場合、それにどのような効果を与えるのかという法律効果の問題、である。最後の点については、損害賠償義務という効果が発生するのは我が国における裁判例でも認められていることであるが、それ以外に、例えば契約が問題となっている場合にどのような効果が発生するのか、契約法の領域と不法行為法の領域では異なるのかといった問題についても検討を進める必要がある。

〔付記〕本稿は科研費（課題番号20730055）による研究成果の一部である。

注

- (1) 福田健太郎「フランス債務法におけるヨーロッパ人権条約の影響」阪法54巻3号197頁以下（2004年）、同「ヨーロッパ人権条約をめぐる近時破毀院判例の動向」人文社会論叢社会科学篇（弘前大学）22号127頁以下（2009年）など。なお、

- 司法裁判所における憲法規範の適用事例を紹介し、「私人間の法関係において憲法が一定の役割を果たしている」ことを述べるものとして、齊藤笑美子「フランスにおける憲法規範の私人間適用をめぐる考察」一橋法学9巻3号19頁以下(2010年)がある。「憲法上の人権規定が私人間に適用されるか」という問いの設定自体が日本の議論の文脈に引きつけ過ぎたものである(20頁)との指摘は重要である。
- (2) V. Cass. civ. 3^e, 6 mars 1996, *JCP* 1997, II, 22764, note Nguyen Van Tong ; *JCP* 1996, I, 3958, n^o 1, obs. Christophe Jamin ; *D.* 1997, p. 167, note Bertrand de Lamy ; *RTDciv.* 1996, p. 1024, obs. Jean-Pierre Marguénaud ; *RTDciv.* 1996, p. 580, obs. Jean Hauser ; *RTDciv.* 1996, p. 898, obs. Jacques Mestre ; Cass. civ. 3^e, 22 mars 2006, *Loyers et copropriété* 2006, n^o 93, p. 8, note Béatrice Vial-Pedroletti ; *LPA* 26 juillet. 2006, n^o 148, p. 18, note Éric Garaud.
- (3) V. Cass. civ. 3^e, 12 juin 2003, *Bull. civ.* III, n^o 125 ; *D.* 2004, p. 367, note Camille-Marie Bénard ; *JCP* 2003, II, 10190, note Françoise Auque.
- (4) Cass. civ. 3^e, 18 décembre 2002, *Bull. civ.* III, n^o 262 ; *ADJI* 2003, p. 182, avis d'O livrier Guérin, avocat général, note Yves Rouquet.
- (5) 労働契約や不法行為に関するケースも登場している。詳細は、福田・前掲注(1)「ヨーロッパ人権条約をめぐる近時破毀院判例の動向」128頁以下を参照。
- (6) 憲法14条との関係では、特に憲法学において、憲法の私人間適用の問題として古くから議論がなされ、日産自動車事件(最判昭和56年3月24日民集35巻2号300頁)などを通じて判例法理も形成されてきた。私人間効力に関する最近の包括的な研究として、例えば、君塚正臣『憲法の私人間効力論』(悠々社・2008年)がある。これに対して、民法学からの応接は目立った形ではなされなかったが、近年、有力な論者が論稿を発表するに至っている。山本敬三「判批」判評525号167頁(2002年)、大村敦志「民法における『外国人』問題」(大村敦志『新しい日本の民法学へ』〔東京大学出版会・2009年〕所収)、大村敦志『他者と共に生きる』(東京大学出版会・2008年)、吉田克己「民法と平等原則—日本の状況の概観」北法59巻5号206頁(2009年)、大村敦志「小樽温泉訴訟—公私の境界(3)」法教357号134頁(2010年)など。
- なお、ドイツの議論を紹介したものとして、ダグマー・ケスター＝ヴァルチュエン(釜谷真史＝角松生史〔訳〕)「平等取扱と契約自由」法政研究(九州大学)72巻4号229頁以下(2006年)。
- (7) ブラジル国籍を有する原告Xが被告Y1、Y2の経営する宝石店に入店し店内を見回っていた際に、Y1から出身国を問われ、ブラジルである旨述べたところ、Y1から退店を要求されたという事案である。
- (8) 本判決以前にも、私人間での人権侵害に対して、条約規定を援用して訴えを提起する例は見られたが(高田映「本件判批」ジュリ1179号291頁〔2000年〕)、本判決は、人権条約が私人間で一定の意味をもちうることを肯定した初の判決である(小寺彰「国際法判例の動き」ジュリ1179号〔平成11年度重要判例解説〕282頁〔2000年〕)点に意義がある。
- (9) 近時では、人種差別禁止条例を制定していないことを違法として、地方公共団体に対して国家賠償請求を行うケースも登場している(大阪地判平成19年12月18日判時2000号79頁)。
- (10) 村上正直『人種差別撤廃条約と日本』183頁以下(日本評論社・2005年)。
- (11) もっとも、本規定の援用方法は少々複雑である。「この条約に定める権利および自由の享有は」という規定ぶりからもわかるように、14条を単独で援用することはできず、他の条文と共に援用する必要があるのである。Frédéric Sudre, *L'exercice des droits sans discrimination*, in Frédéric Sudre et al., *Les grands arrêts de la Cour européenne des Droits de l'Homme*, 5^e éd., Presses Universitaires de France, 2009, p. 87.
- (12) 邦訳は、奥脇直也編集代表『国際条約集2009年版』341頁(有斐閣・2009年)による。条約の邦訳については特に断らない限り本書による。
- (13) 邦訳は、阿部照哉＝畑博行編『世界の憲法集〔第4版〕』403頁〔光信一宏〕(有信堂・2009年)による。フランスの憲法、人権宣言等の邦訳は本書による。
- (14) 以下の記述は、基本的に、Édouard Verny, *Avant-propos <les discriminations dans la jurisprudence de la Cour de cassation>*, in *Rapport annuel de la Cour de cassation* 2008, pp. 49 et s 及び鈴木尊紘「フランスにおける差別禁止法及び差別防止機構法制」外国の立法242号44頁以下(2009

- 年)に依拠している。
- (15) 前者には国際人権規約のほか、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、児童の権利条約などが含まれ、後者には、ヨーロッパ人権条約、米州人権条約などが含まれる。
- (16) 国際人権規約が前者の例であり、人種差別撤廃条約や女子差別撤廃条約が後者の例である。
- (17) 柳原正治ほか編『プラクティス国際法講義』280-281頁〔申恵丰〕(信山社・2010年)。
- (18) 1948年の世界人権宣言は法的拘束力をもたないが、国際人権規約やヨーロッパ人権条約を含むその後の多くの人権条約の指標をなしたという点で重要な意義を有する(杉原高嶺『国際法学講義』460頁〔有斐閣・2008年〕)。本稿との関係では、1条、2条、7条が重要である。
- (19) 我が国の裁判例でもしばしば援用されるのが本条約であるが、1条2項に「この条約は、締約国が市民と市民でない者との間に設ける区別、排除、制限又は優先については適用しない。」と明文で規定されていることには特に注意が必要である。
- (20) CEDH, 23 juillet 1968, *Affaire "Relative à certains aspects du régime linguistique de l'enseignement en Belgique" c. Belgique (au principal)*, req. n^{os} 1474/62, 1677/62, 1691/62, 1769/63, 1994/63, 2126/64, § 10. 最近の判決として、CEDH, 20 juin 2006, *Affaire Zarb Adami c. Malte*, req. n^o 17209/02, § 73がある。本質的に異なった状況にあるという客観的評価に基づいたものであり、かつ、共同体の利益保護と条約によって保障された権利・自由の尊重との間の公正な均衡に配慮されている場合は、当該区別は14条によって許容されるとする。See also, Harris, O'Boyle & Warbrick, *Law of the European Convention on Human Rights*, 2d. ed., Oxford University Press, 2009, pp. 585-590.
- (21) 禁止されるのは条約で承認された権利・自由についての差別に限定されない。ただし、フランスは、2011年5月12日現在、第12議定書をまだ批准していない。
- (22) 障害者に対する差別禁止にかかる法制度という観点からのものであるが、平成20年度内閣府「障害者の社会参加推進に関する国際比較調査研究」委託報告書『障害者の社会参加推進に関する国際比較調査研究調査研究報告書』(2009年)227頁以下〔永野仁美〕が詳しい解説を行っている。なお、フランスにおける差別禁止法制の全体像(労働法分野)については、鈴木・前掲注(14)47頁以下が詳しい。
- (23) 平等原則に関しては、1条が「人は自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する。社会的差別は、共同の利益に基づくのでなければ、設けることができない。」と規定する。
- (24) ここで規定される項目についてはその都度補充されてきている。例えば、最近では2006年3月23日法によって妊娠状態という項目が追加されている。もっとも、個人の社会的地位等の項目は存在しないため、これに基づく差別は225-1条という差別にあらず、この点で不十分な点を残しているという指摘もある。Valérie Malabat, *Droit penal special*, 4e éd., Dalloz, 2009, n^o 470, p. 238.
- (25) 法人間の差別については同条2項が規定する。
- (26) このほか、一定期間の公民権停止などの付加的な罰則が用意されている(刑法典225-19条など。法人については225-4条、公権力執行者、公役務従事者については432-7条、432-17条を参照)。
- (27) もっとも、2002年3月4日法はこれを一定程度制限し、まだ発現していない病気やある病気に対する遺伝的傾向を確認する遺伝子検査を考慮して行われる差別には刑罰が科せられることとなった。Valérie Malabat, op. cit. note (24), n^o 478, p.240.
- (28) 平等原則をめぐる法源の多様性を指摘するものとして、Françoise Favennec-Héry et Pierre-Yves Verkindt, *Droit du travail*, 2^e éd., L.G.D.J., 2009, no 152, p. 255.
- (29) 例えば、若年・高齢労働者を保護する目的で、雇用へのアクセスを禁止したり特別な労働条件を課したりすることがこれにあたる(同条2項1号)。
- (30) 取扱いの平等を促進するために障害者に対して採られる有利な措置も差別とはならない(同L.1133-4条)。
- (31) Loi n^o 2008-496 du 27 mai 2008 portant diverses dispositions d'adaptation au droit communautaire dans le domaine de la lutte contre les discriminations. 表題からも読み取れるように、差別防止に関する5つのEC指令を国内法化したものである(鈴木・前掲注(14)44頁)。
- (32) Loi n^o 2004-1486 du 30 décembre 2004 portant création de la haute autorité de lutte contre les discriminations et pour l'égalité.
- (33) この勧告は決議(délibération)という形で行わ

- れる。川口美貴「フランスにおける障害差別禁止と『合理的配慮』をめぐる動向」独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター編『調査研究報告書No.87障害者雇用にかかる「合理的配慮」に関する研究—EU諸国及び米国の動向—』160頁（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター・2008年）。
- (34) V. Rapport annuel HALDE 2010, p. 22. 2005年以降の統計を見ると、申立ての43～50%が雇用に関係するものである。2007年以降に限ると、申立ての48.5～50%が雇用に関するものとなっている。
- (35) V. CEDH, gr. ch., 13 novembre 2007, *Affaire D.H. et autres c. République tchèque*, req. n° 57325/00, § § 175 et s.
- (36) CEDH, 11 juin 2002, *Affaire Willis c. Royaume-Uni*, req. n° 36042/97, § 48.
- (37) ECHR, 25 October 2005, *Case of Okpiz v. Germany*, no. 59140/00, § 33.
- (38) CEDH, gr. ch., 12 avril 2006, *Affaire Stec et autres c. Royaume-Uni*, req. n° 65731/01, § 51.
- (39) ECHR, 4 May 2001, *Case of Hugh Jordan v. the United Kingdom*, no. 24746/94, § 154.
- (40) CEDH, 13 décembre 2005, *Affaire Timichev c. Russie*, req. nos 55762/00 et 55974/00, § 57.
- (41) CEDH, gr. ch., 29 avril 2008, *Affaire Burden c. Royaume-Uni*, req. n° 13378/05.
- (42) 本件では、姉妹のいずれの財産額も相続税が免除される基準を超えていた。
- (43) 具体的には次とおりである。すなわち、14条は人権条約の他の実体条項を補完するものであり、それ自体は独立した存在ではないが、14条の適用は他の実体上の権利の侵害を前提とするものではない。問題となっている事実が条約条項の一の範囲内であれば十分である。申立ては、相続した財産に対して課せられた税の支払義務に関するものであり、第1議定書1条の適用領域に属しているため、14条が適用される。
- (44) CEDH, gr. ch., 13 novembre 2007, préc. note (35).
- (45) 「何人も、教育に対する権利を否定されない。国は、教育および教授に関連して負ういかなる任務の行使においても、自己の宗教的および哲学的信念に従ってこの教育と教授を確保する父母の権利を尊重しなければならない。」と規定する。
- (46) 1984年法の下では、知的障害をもった児童は、心理教育学センターが実施する知能試験の結果に基づき校長の判断と法定代理人の同意により特別学級に入ることになっていた。CEDH, gr. ch., 13 novembre 2007, préc. note (35), § 16.
- (47) 判決文では、反証を許す推定 (présomption réfragable) という言葉が使われている。
- (48) CEDH, gr. ch., 13 novembre 2007, préc. note (35), § § 188-189.
- (49) そのうえで、人権裁判所は、ロマの児童に教育の機会を与えようとするチェコ政府の努力を認めつつも、知能試験の有用性や保護者の同意の有効性に疑問を呈し、本件においては客観的かつ合理的な正当化はなされていないとして、第1議定書2条と結合された14条違反を認定した。
- (50) CC 13 août 1993, Décision N° 93-325 DC.
- (51) CC 15 novembre 2007, Décision N° 2007-557 DC.
- (52) CE 30 novembre 2001, N° 212179.
- (53) そのうえで、フランスの公務員であったにもかかわらずその後フランスから独立した国に所属している国民が退職金の取扱いにおいてフランス国民と異なった状況におかれている問題について、フランスの元公務員の間に存在する状況の差（フランス国籍の者とフランスから独立した国の国民）は、退職年金の目的に照らして、取扱いの差を正当化しないとした。
- (54) Régis de Gouttes, *L'application de l'article 14 de la Convention européenne des droits de l'homme par la Cour de cassation*, in Frédéric Sudre et Hélène Surrel (dir.), *Le droit à la non-discrimination au sens de la Convention européenne des droits de l'homme*, Emile Bruylant, 2008, pp.347 et s.
- (55) 争点が多岐にわたる場合であっても、ここでは、原則として、平等原則に関する部分のみを採り上げることとする。
- (56) Cass. soc., 14 janvier 1999, N° de pourvoi 97-12487. 障害年金の受給資格を有するトルコ国籍の申立人が行った全国連帯基金 (fonds national de solidarité) の補足手当 (allocation supplémentaire) の請求を拒絶することが許されるかという点についての訴訟である。「全国連帯基金」、「補足手当」という訳語については、林雅彦「フランスの社会保障制度の概要Ⅱ—年金制度および年金改革の動向を中心に—」海外労働時報335号53頁（2003年）を参照。
- (57) 以下では、適宜、ヨーロッパ人権条約という。

- 57a) 自由権規約26条の公定訳及びヨーロッパ人権条約14条の『国際条約集』〔前掲注(12)〕における翻訳と平仄を合わせる意味で「国民的出身」と訳出する。
- 58) 結論として、社会部は「かかる給付の付与に必要な要件を申立人が満たしていることに争いはないのであるから、もっぱら外国籍であるということに基づいてそれを拒絶した判決は正当化されない」として、反対の立場の控訴院判決を破毀した。
- 59) Cass. soc., 2 décembre 1999, N° de pourvoi 98-17350.
- 60) つまり、外国籍であるということのみに基づく支給拒否の判決は正当化されないという判断を示したわけである。
- 61) Cass. soc., 31 janvier 2002, N° de pourvoi 00-18365.
- 62) Cass. ass. plén., 16 avril 2004, N° de pourvoi 02-30157.
- 63) コンゴ国籍の女性が自分の2人の子どものために家族手当を申請し、1993年3月1日からの支給を希望したが、家族手当基金は移民局による健康診断証明書が発行された1995年1月の翌月分からの支給しか認めなかったため社会保障事件裁判所に提訴されたという事案である。
- 64) 本条文を含めて、判決文に登場する条文はすべて判決が下された当時のものである。
- 65) 当然のことながら、このような判断は、人道主義的要請あるいは人権保護の要請と、移民の流入と社会保障の支出を抑制しなければならない政治的要請との間にデリケートでセンシティブな問題を生じさせることになる。Régis de Gouttes, op. cit. (54) p. 355.
- 66) Cass. civ. 1^{re}, 14 février 2006, N° de pourvoi 05-13006.
- 67) Cass. civ. 2^e, 21 décembre 2006, N° de pourvoi 04-30586.
- 68) Cass. com., 8 juillet 2003, N° de pourvoi 00-21591.
- 69) Cass. civ. 3^e, 8 novembre 1995, N° de pourvoi 91-19835.
- 70) Cass. com., 27 septembre 2005, N° de pourvoi 03-15245.
- 71) Cass. civ. 1^{re}, 25 avril 2007, N° de pourvoi 04-17632.
- 72) Xが19歳であった1964年にXの父がフランス国籍を選択し、Xに対しても1999年に国籍の証明書が交付されたが、父によるフランス国籍選択の効果を楽しむのは18歳未満の子に限られるとする国内法規範を援用して、共和国検事が争ったというものである。
- 73) Cass. crim., 11 mars 1998, N° de pourvoi 97-80983.
- 74) 移動の自由についての規定である。同条1項は「合法的にいずれかの国の領域内にいるすべての者は、当該領域内において、移動の自由および居住の自由に対する権利を有する」と規定する。
- 75) 申立人は、ポイントの喪失による運転免許の停止という処分について、フランスの免許保持者にだけ適用される構造になっており、そのことがヨーロッパ人権裁判所14条や第4議定書2条に違反すると主張した。
- 76) Cass. crim., 31 janvier 2001, N° de pourvoi 00-82984.
- 77) ここでは、フランス国籍を有していること。
- 78) 破毀院刑事部2000年11月22日判決(Cass. crim., 22 novembre 2000, N° de pourvoi 00-82051)もここで触れておく。刑事部は、重罪院判決に対する上訴を創設した2000年6月15日法の公布後に下された重罪院による終審の有罪判決について、刑事領域の上訴を創設した同法79～89条が2001年1月1日からしか施行されないのであるから、人権条約14条と第7議定書(上訴の権利等について規定する)に反しないと判示した。
- 79) Cass. civ. 1^{re}, 25 juin 1996, N° de pourvoi 94-14858.
- 80) CEDH 1^{re} février 2000, *Affaire Mazurek c. France*, JCP 2000, II, 10286, note Gouttenoire-Cornu et Sudre. この判決を紹介する日本語の文献は多いが、たとえば、幡野弘樹「フランス相続法改正紹介(1)―生存配偶者及び姦生子の権利並びに相続法の諸規定の現代化に関する2001年12月3日第1135号法律―」民商129巻1号141頁(2003年)、建石真公子「判例紹介」国際人権14号110頁(2003年)などがある。
- 81) 改正法については、原田純孝「フランス相続法の改正と生存配偶者の法的地位―2001年12月3日の法律をめぐって(1)(2)(3)―」判タ1116号69頁、1117号62頁、1120号35頁(2003年)を参照。
- 82) Cass. civ. 2^e, 8 novembre 2006, N° de pourvoi 05-14719.
- 83) Cass. civ. 1^{re}, 18 mai 2005, N° de pourvoi 02-16336

もこの範疇に含まれる判決といえる。性転換によって男性となったXによる認知の効力が争われた事案である。認知の無効を認めた原審の判断を不服としてXが行った破毀申立てに対し、破毀院第1民事部は、「訪問権を認め児童の権利に関する条約3条1項の意味における子どもの優越的利益を考慮した控訴院は、その判断を適法に正当化できる。控訴院の判断はヨーロッパ人権条約8、12、14条に違反していない」とした。

- 84) Cass. civ. 1^{re}, 12 avril 2005, N° de pourvoi 02-13762.
- 85) 判決文によると、この転換年金は再婚していない生存配偶者の保護ために労働協約によって定められたものである。
- 86) Cass. civ. 1^{re}, 4 juillet 2006, N° de pourvoi 03-16964.
- 87) Cass. soc., 11 mai 2001, N° de pourvoi 99-20420.
- 88) Cass. crim., 20 juin 2006, N° de pourvoi 05-86690.
- 89) Cass. crim., 24 novembre 2004, N° de pourvoi 03-87855.
- 90) この他に、Cass. crim., 12 avril 2005, N° de pourvoi 04-85982もここに分類される。
- 91) Cass. civ. 1^{re}, 13 mars 2007, N° de pourvoi 05-16627.
- 92) Cass. civ. 2^e, 3 février 2005, N° de pourvoi 04-06001, 04-06002.
- 93) Cass. crim., 8 août 2001, N° de pourvoi 01-83878.
- 94) Cass. crim., 26 novembre 2003, N° de pourvoi 03-85392.
- 95) CEDH, 16 septembre 1996, *Affaire Gaygusuz c. Autriche*, req. n° 17371/90, § 42.
- 96) Régis de Gouttes, op. cit. (54) p. 354 は、かかる社会部の態度について、ヨーロッパ人権裁判所によって採用された条約14条のダイナミックな解釈を自分のものとしているという評価を与えている。
- 97) Cass. soc., 31 janvier 2002, préc. note (61).
- 98) Régis de Gouttes, op. cit. (54) p. 369 がまさにそのような分類を行っている。
- 99) 2010年に出された決議の数は279件である (Rapport annuel HALDE 2010, p. 28.)。
- 100) Christophe Pettiti, De l' (in) application de l'article 14 de la Convention européenne des droits de l'homme par la haute autorité de lutte contre les

discriminations et pour l'égalité, in Frédéric Sudre et Hélène Surrel (dir.), *Le droit à la non-discrimination au sens de la Convention européenne des droits de l'homme*, Emile Bruylant, 2008, pp.375 et s.

- 100) 例えば、自宅でのパーティに誰を招くのかという問題のように、そもそも平等原則が問題とならないのであれば、どのような基準で平等原則違反と認定すべきかという問題は論じる必要がない。